

第5編 広域応援

【施策の体系】

第5編 広域応援		
予防・事前対策	応急対策	復旧・復興対策
1 広域応援体制の整備	1 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）	1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）
2 広域応援拠点の確保	2 応援に必要な広域災害情報の収集	2 遺体の埋・火葬支援
3 広域応援要員派遣体制の整備	3 広域応援拠点の開設・運用	3 広域帰宅支援等
4 県外傷病者の受入体制の整備	4 道路啓開支援	4 仮設工場・作業場のあっせん
5 広域避難受入体制の整備	5 物資の調達・輸送応援	5 生活支援
6 県内被害の極小化による活動余力づくり	6 広域応援要員の派遣	6 首都機能の維持
	7 広域避難の支援	
	8 がれき処理支援	
	9 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援	

第5編 広域応援

第1 基本方針

本県は、7つの都県と県境を接する関東の中心に位置し、さいたま新都心には国の行政機関等が集積しています。5つの高速道路と主要国道が縦横に走っており、東北や日本海側から首都圏への玄関口でもあります。

首都圏が同時に被災する広域災害が発生した場合、首都圏の都県による相互応援は困難な状況となるため、全国からの応援が必須です。北関東・東北・中部方面からの交通ルートを有する本県は重要な役割を担っています。

また、首都圏が同時に被災する広域災害が発生した場合には、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入れや物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むこととしています。市としても、迅速に市内の被害に対応した後、県に協力し、被災市区町村の救援、復旧・復興に取り組みます。

第2 想定災害と対象地域

1 想定災害

今後30年以内の発生確率が70%と言われる南関東地域の大地震のうち、「東京湾北部地震」は地震発生の高蓋然性が高く被害規模も大きいとされています。

本編は、首都圏が同時被災する首都直下地震として、東京湾北部地震を想定災害とします。

2 対象地域

首都直下地震で甚大な被害が見込まれる東京都、神奈川県、千葉県に対する応援を想定しています。

第3 市の役割

首都圏の人口は、約4,400万人で、政治・行政・企業の中核が集積しています。首都直下地震が発生すると、その被害は甚大で、同時に被災する首都圏の都県間では、相互応援も困難な事態に陥ります。

一方、県は、東京湾北部地震の被害が少ないこと、高速道路交通網が充実していること、さいたま新都心に国の機関が集積していることにより、全国から集まる救援・支援を速やかに首都圏に受け入れる役割を果たすのに適しています。

市は、県のほぼ中央に位置し、都心へのアクセスも平時において1時間以内です。市は、県に協力し、広域応援対策として求められる役割を果たします。

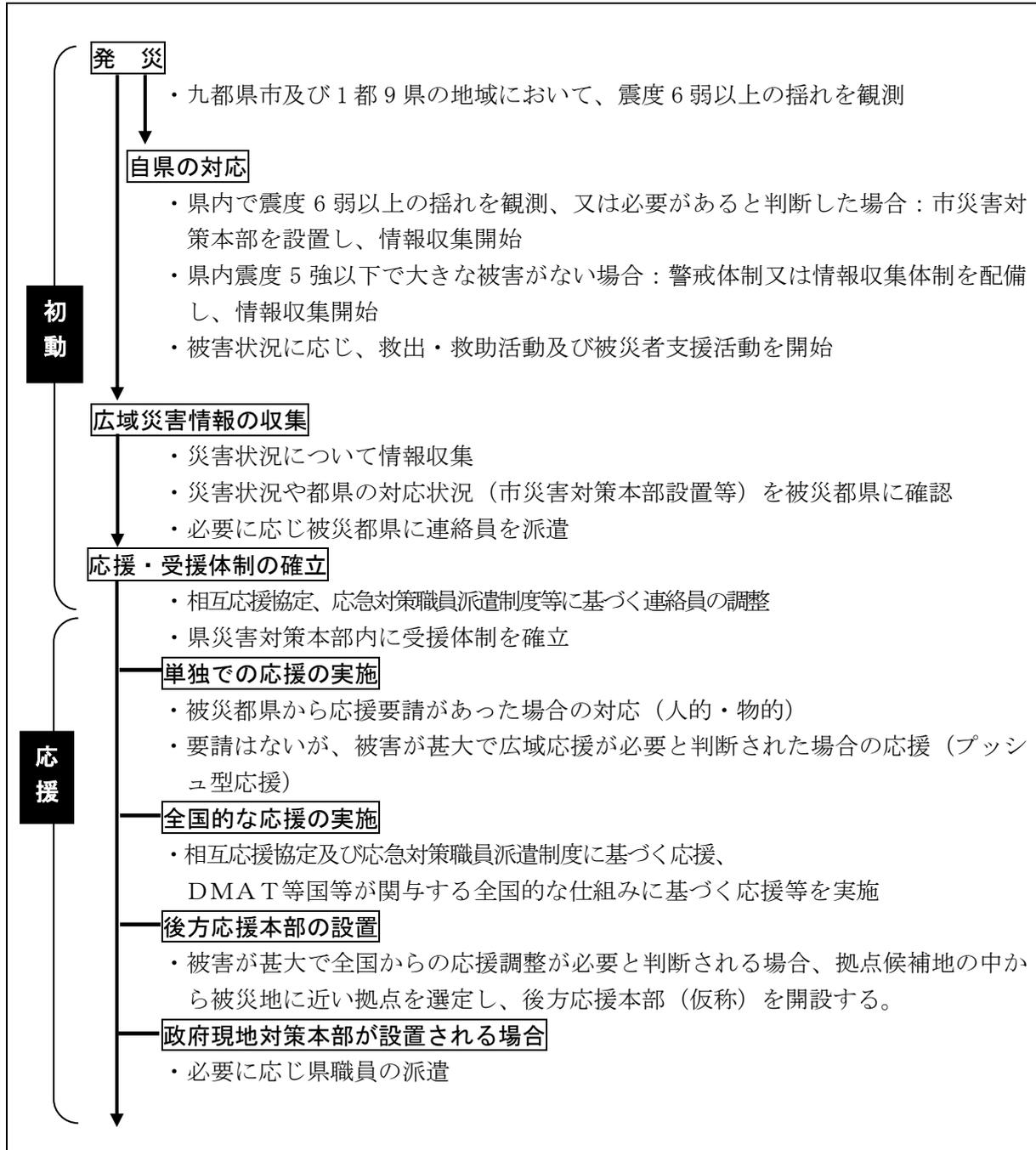
第4 広域応援のタイムテーブル

時 期	被災地等の主な対応	県の主な対応
初動期～ 応急初期	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部の設置 ・被災情報の収集 ・避難誘導、消火、水防など被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の確立 ・連絡員等の派遣 ・応援・受援体制の確立
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者対策（要配慮者への支援等）の実施 ・帰宅困難者対策の実施 ・物資・燃料等の調達、緊急輸送 ・被災者の健康対策（感染症対策、衛生対策等） ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・医療活動の実施 ・ボランティアの受入れ ・義援金・物品の受入れ ・遺体の安置、火葬 ・災害廃棄物の処理 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・海外からの支援の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の需給調整 ・帰宅困難者への支援 ・応援職員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動支援 ・広域的な災害廃棄物（がれき等）処理の推進
復旧・復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・生活再建支援 ・恒久住宅への移行支援 ・経済・雇用調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・復興計画の策定支援 ・被災自治体の復興業務への支援

第5 初動シナリオ

首都圏が同時に被災する広域災害が発生した場合、初動対応を迅速に行います。また、甚大な被害を受けた他の地域に対し、県と連携し、速やかに支援行動を開始します。

【初動対応手順（県）】



第6 予防・事前対策

【実施項目】

1 広域応援体制の整備	4 県外傷病者の受入体制の整備
2 広域応援拠点の確保	5 広域避難受入体制の整備
3 広域応援要員派遣体制の整備	6 県内被害の極小化による活動余力づくり

1 広域応援体制の整備

九都県市、関東地方知事会、三県防災協定（群馬県、新潟県、埼玉県）に基づく広域応援体制について、訓練等を通じて強化します。

県は、関係都県市とともに九都県市合同防災訓練等を実施します。市は県とともに、広域連携体制を実動、図上の両面から検証します。

2 広域応援拠点の確保

県は、首都圏大規模災害において、全国からの応援を集結させ、各機関との情報共有や活動支援、物資の集積・中継を行うため、本県内の被災地近隣地域に応援の拠点（物資集積拠点、応援要員の活動拠点）を確保します。

市は、県、その他の自治体や応援部隊（警察、消防、自衛隊）と連携し、被災地支援を行うため、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受皿となる拠点を確保します。

3 広域応援要員派遣体制の整備

市は、県と一体となって被災地の応援を行うことから、県の応急対策職員派遣制度に基づく応援体制を整備します。応援職員の派遣を迅速に実施できるように、特に派遣可能な保健、土木等の専門分野の市職員をあらかじめリスト化します。

また、国等が関与して実施される応援要員の派遣の仕組みにおいても、応援要員の派遣が迅速に行えるよう、被災地支援や令和元年東日本台風の災害対策の経験を有する市職員のリスト化を行います。

4 県外傷病者の受入体制の整備

大規模地震により他都道府県で多数の傷病者が発生し、県に傷病者の受入れを要請された場合に備え、傷病者の受入体制を整備します。

市は、市内の傷病者の発生状況を踏まえた上で県に協力することとします。

5 広域避難受入体制の整備

(1) 避難所の選定・検討

市は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れるための施設を避難所の中から選定します。

(2) 市営住宅等の空き室状況の把握

市は、広域一時滞在による避難の長期化に備えて、市営住宅等の空き状況を適宜把握します。

(3) 応急仮設住宅の適地調査の実施

市は、広域一時滞在による避難の長期化に備えて、応急仮設住宅（建設型）の適地調査を実施して、県と連携した応急仮設住宅を提供できる体制を整備します。

6 県内被害の極小化による活動余力づくり

市は、次のとおり減災対策を推進し、災害時に他の自治体を応援するための活動余力を確保します。

(1) 市民への普及啓発

家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化します。家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）の普及を図ります。DIG、HUGを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進します。

(2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成とともに、その活動において中心的役割を担うリーダーを育成します。

(3) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

市街地開発事業により、防災空間の確保や建物の耐震化・不燃化を促進します。民間建築物（多数の者が利用する施設、社会福祉施設、医療施設等）の耐震化を促進します。

県と連携し、古い基準で建設された橋梁の耐震補強工事を計画的に進めます。工事実施に当たっては、緊急輸送道路や鉄道を跨ぐ橋梁（跨線橋）、高速道路を跨ぐ橋梁（跨道橋）等を優先して実施します。

老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）に関して、予防保全的な維持管理に転換する等、県と連携し、適正に施設を管理し、安全性の確保に努めます。

(4) 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組を促進します。コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進します。

2 応援に必要な広域災害情報の収集

首都圏広域災害が発生した場合、県は、首都圏の被災状況を把握するための情報収集を行い、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣します。

市は、広域応援に当たって、県への協力をを行います。

3 広域応援拠点の開設・運用

首都圏広域災害が発生した場合、県は、あらかじめ定めた広域応援拠点の候補地の中から、広域応援拠点を選定し、開設・運用します。広域応援拠点は、応援部隊（警察、消防、自衛隊）の活動及び、首都圏外から流入する救援物資・応援人員の受皿となるものです。

4 道路啓開支援

県は、他都県の緊急輸送道路について、道路啓開が速やかに行われるよう支援します。

5 物資の調達・輸送応援

被災都県からの要請に基づき、県備蓄物資の提供や協定締結先から物資の調達を行います。災害発生直後は、生活のために最低限必要な飲料水、食料、毛布等の物資を被災地の状況に応じて過不足のないよう適切に供給します。

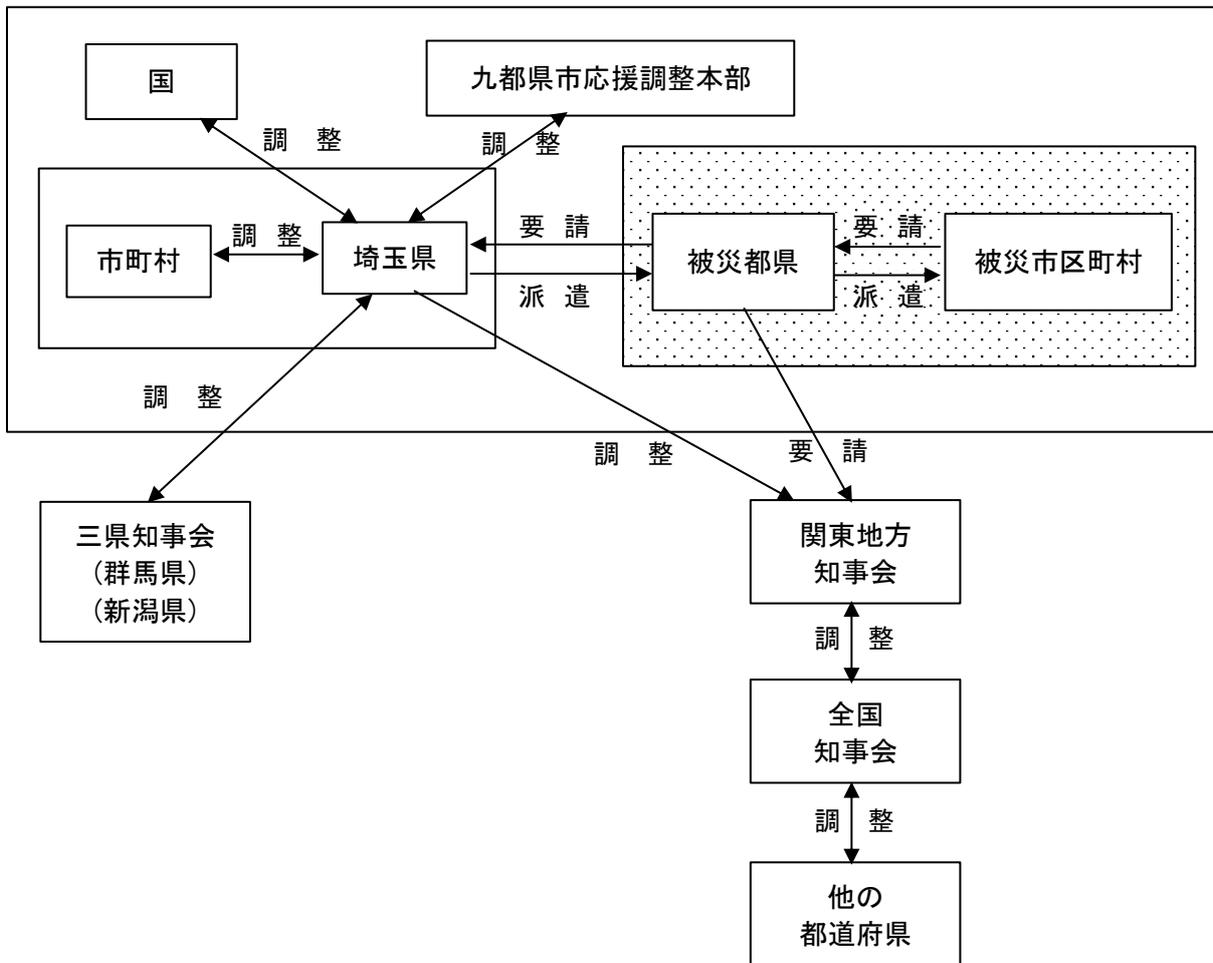
また、物資の支援は、原則、要請に基づき実施しますが、被災の状況等を鑑み、自主的判断によるプッシュ型の物資支援を行うことも検討します。

6 広域応援要員の派遣

(1) 応援要員の派遣

市は、県からの要請に基づき市職員を応援要員として被災市町村に派遣します。

【広域応援要員派遣の流れ】



(2) 応援要員の活動

派遣された市職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握して業務に従事するとともに、その状況に応じて被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図ります。

<参考>災害対応時期ごとに必要とされる業務

時 期	必要とされる応援要員の業務例
<p>応急対応 (短期派遣)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営、物資搬出入、ボランティア受入支援、罹災証明・住民相談、家屋被害調査 ○保健・医療・健康・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・救護所における診察・治療、死体検案支援、防疫・消毒 ・被災者の健康相談・指定避難所の衛生対策、こころのケア支援 ○建物二次被害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 ○応急住宅対策 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒等のこころのケア、博物館復旧支援、文化財保護 ○環境・衛生 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理支援、し尿収集・運搬 ○ライフライン復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○被災市町村行政業務支援
<p>復旧・復興期 (中・長期派遣)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木・農林水産施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設（道路・河川・砂防）や農林水産施設（農地・農業用施設・治山・林道）の災害査定、復旧工事 ○まちづくり・都市再生 <ul style="list-style-type: none"> ・建築（県立学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりに係る用地取得業務 ○環境 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理 ○保健・医療・福祉 <ul style="list-style-type: none"> ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者のこころのケア、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○教育・文化財 <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援 ・復旧・復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査

7 広域避難の支援

(1) 取組方針

首都圏広域災害が発生した場合、県は県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他の都県からの避難者を市の協力を得て、受け入れます。

市は県からの協力要請を受け、広域一時滞在のための避難所を提供します。被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を受け入れた場合、自主防災組織やボランティアは、避難所の運営を支援します。

(2) 被災都県からの応援要請及び受入協議

被災都県知事から避難者受入れの要請があった場合、本県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、県は、市長に対して市が設置する避難所での避難者の受入れを要請します。

市は、市内の状況を踏まえ、受入可能な場合、県に協力します。受入れに当たっては、他都県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定します。

(3) 避難所開設の公示及び避難者の収容

市長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導し、保護します。

(4) 避難所の管理運営

市は、「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」を準用し、避難所の運営管理を行います。

(5) 要配慮者への配慮

広域避難者に要配慮者が含まれている場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意します。

市は、広域避難者の要配慮者に対し、保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、各種の支援に取り組みます。

(6) 自主避難者への支援

市は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援を行います。

(7) 避難者登録システム等の活用

市は、県と連携し、避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都県に提供するとともに、避難者に対しては、被災都県に関する情報を提供します。

(8) さらに遠県への避難

県は、県内の避難所生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入れが不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づき、群馬県、新潟県を想定）での二次受入れを調整します。避難者の移送については、受入県と調整し、輸送関係事業所等と協力して行います。

8 がれき処理支援

市は県と連携し、膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理を支援します。

9 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

市は県と連携し、被災都県で発生するし尿及びごみの処理を支援します。

第8 復旧・復興対策

【実施項目】

1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）	4 仮設工場・作業場のあっせん
2 遺体の埋・火葬支援	5 生活支援
3 広域帰宅支援等	6 首都機能の維持

1 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏の復旧・復興のため、市は県とともに必要となる職員の派遣や業務の代行を実施します。復旧・復興に被災地で発生する主な業務は次のとおりです。

応急後期～復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰宅困難の代替輸送、徒歩帰宅支援 ・ 避難所の生活環境改善 ・ 被災者の要望調査 ・ 被災者の生活相談 ・ 「こころのケア」のためのカウンセリング ・ 被災者の域外避難 ・ 防疫体制の確立 ・ 火葬体制の確立 ・ 被害認定調査、罹災証明書の交付 ・ 被災住宅の応急修理の実施 ・ 仮設住宅（民間賃貸住宅等のみなし仮設を含む）の供給 ・ 税金の徴収猶予・減免措置 ・ 被災者生活再建支援金の給付 ・ 被災企業等への金融相談、事業再建相談 ・ 義援金の募集、配分 ・ 一般生活ごみ、粗大ごみの収集 ・ がれき類の収集・処理
復興期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災（災害）復興本部の設置、復興方針の策定 ・ （市町村）復興計画策定 ・ 震災復興事業の実施 ・ 仮設住宅入居者の健康管理 ・ 遠方避難者への支援窓口 ・ 市街地復興事業（建築制限等の指定） ・ 被災者の職業あっせん ・ 被災者個人への融資 ・ 中小企業、農林漁業従事者への融資

2 遺体の埋火葬支援

首都圏広域災害が発生した場合、市内の死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれるときは、県の要請などに基づき、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげます。

3 広域帰宅支援等

混乱が収束した後、帰宅困難者のうち、帰宅が可能な者について、市及び関係事業所等は安全に帰宅できるよう支援します。

一方、首都圏広域災害発生時に、当面帰宅が難しい者について、県は、広域一時滞在として受け入れるとしています。市は市内の状況を踏まえ、対応余力に応じて県に協力します。

4 仮設工場・作業場のあっせん

事業の継続を希望する被災者に対応するため、市は、空き工場・作業場の情報を収集し、仮設工場・作業場としてあっせんします。

5 生活支援

県は、長期にわたる避難生活をサポートし、被災者の生活支援を行います。なお、市は県における生活支援の取組に対して、県の要請に基づき、市内の被災状況を踏まえ、対応余力に応じて協力します。

6 首都機能の維持

県は、中央官庁を含む都内が甚大な被害を受けた場合、さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートします。市は、県の要請に基づき、市内の被災状況を踏まえ、対応余力に応じて県に協力します。

